

京都府立図書館複写取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、京都府立図書館の管理運営に関する規則（平成13年京都府教育委員会規則第1号。以下「規則」という。）第8条第2項及び第11条の規定により、利用者の求めに応じる図書館資料の複写（以下「複写」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(複写の条件)

第2条 複写については、著作権法（昭和45年法律第48号）第31条第1項の規定により、次のすべてに該当する場合に認めるものとする。

- (1) 調査研究の用に供する場合
- (2) 公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあっては、その全部。）を一人につき一部複写する場合
- 2 前項に掲げる場合のほか、著作権法第31条第3項の規定により、利用者が自ら利用するために必要と認められる限度において、国立国会図書館が自動公衆送信した著作物の複写物を提供する場合について、複写を認めるものとする。

(複写の対象資料)

第3条 複写の対象資料は、京都府立図書館（以下「府立図書館」という。）所蔵資料及び図書館間協力における現物貸借で借り受けた資料（図書に限る。以下「相互貸借借受資料」という。）並びに外部データベース端末により閲覧に供する資料（以下「外部データベース資料」という。）及び国立国会図書館デジタル化資料とする。

ただし、次に該当するものを除く。

- (1) 著作権法の規定の範囲を超えるもの
- (2) 相互貸借借受資料のうち貸出館が複写禁止としたもの
- (3) 寄贈者等が条件として複写を禁止しているもの
- (4) 複写により損傷を来すおそれがあるもの
- (5) 外部データベース資料で、府立図書館が認める範囲を超えるもの

(複写物の種類)

第4条 複写物の種類は、次のとおりとする。

- (1) 電子式複写による印刷
- (2) マイクロリーダープリンターによる印刷
- (3) CD-ROM閲覧端末による印刷
- (4) 外部データベース閲覧端末による印刷
- (5) 国立国会図書館デジタル化資料管理用端末による印刷

(複写物の使用上の責任)

第5条 複写物の使用により著作権法上の問題が生じた場合は、全て当該複写物の申込者がその責任を負うものとする。

(複写の受付時間)

第6条 複写の受付時間は、次のとおりとする。

- (1) 火曜日から金曜日 午前9時30分から午後6時30分まで
- (2) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する

休日 午前9時30分から午後4時30分まで

(複写料金)

第7条 規則第8条に定める複写料金は、別表のとおりとする。

(複写の申込)

第8条 第4条第1号から第4号までの複写を希望する者は、京都府立図書館特別取扱資料規程に規定する特別取扱資料（以下「特別取扱資料」という。）を除き、あらかじめ複写申込書（第1号から第3号までは別記第1号様式、第4号は別記第2号様式）を府立図書館の複写業務を担当する職員（以下「職員」という。）に提出して、複写許可を得なければならない。

2 特別取扱資料の複写申込手続については、京都府立図書館特別取扱資料規程によるものとする。

3 相互貸借借受資料の複写を希望する者は、あらかじめ複写申込書（別記第3号様式）を職員に提出して、複写許可を得なければならない。

4 前項の資料を貸し出した図書館（以下「貸出館」という。）が複写を明示的に禁止している場合、複写することはできない。また、貸出館が複写することに対して明示的に条件を付している場合は、当該条件に従って複写しなければならない。

5 第4条第5号の複写を希望する者は、あらかじめ複写申込書（別記第4号様式）を職員に提出して、複写許可を得なければならない。

6 前項の複写は、国立国会図書館から付与されたID及びパスワードを用いて職員が行うものとする。

(業務の報告)

第9条 職員は、毎日の業務実施状況を、府立図書館の長（以下「館長」という。）が別に指示する複写業務報告書により、原則として、その当日の閉館時間までに館長に報告しなければならない。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、会計に関する事項は、京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号）に定めるところによる。

附 則

1 この規程は、平成13年5月7日から施行する。

2 京都府立図書館複写取扱要領（昭和55年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月30日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成17年10月14日から施行する。

2 京都府立図書館外部有料データベース利用等規程（平成13年5月7日施行）は、廃止する。

附 則
この規程は、平成18年1月1日から施行する

附 則
この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成20年12月16日から施行する。

附 則
この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成26年9月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則
この規定は、令和3年3月9日から施行する。

附 則
この規定は、令和4年5月1日から施行する。